

長崎県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

平成19年 2月 2日 条例第3号

最終改正 令和 2年 2月12日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第202条の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の監査委員に関して必要な事項を定めるものとする。

(定例監査)

第2条 法第199条第4項の規定による監査を行うときは、その期日を監査前5日までに広域連合長及び監査を受ける機関に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(随時監査)

第3条 監査委員は、法第199条第2項、第5項、第7項及び法第235条の2第2項の規定により必要があると認めて監査を行うときは、あらかじめその日時を広域連合長及び監査を受ける機関に通知しなければならない。ただし、緊急に監査の必要があるときは、この限りでない。

(請求又は要求に基づく監査)

第4条 監査委員は、法第75条第1項及び法第242条第1項の規定による監査の請求があったとき、又は法第98条第2項、

法第199条第6項、第7項及び法第243条の2の2第3項の規定による監査の請求若しくは要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(請願に対する措置)

第5条 監査委員は、法第125条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、20日以内に措置しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(広域連合以外の者に対する監査)

第6条 監査委員は、法第199条第7項及び法第235条の2第2項の規定により広域連合以外の者に対して監査を行うときは、あらかじめその日時を当該監査を受ける者に通知しなければならない。

(出納検査)

第7条 法第235条の2第1項の規定による出納の検査は、毎月20日から月末までの間に行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。

(決算等の審査)

第8条 監査委員は、法第233条第2項の規定による決算及び証書類その他の書類の審査を行うときは、審査に付された日から3月以内に意見書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(公告及び公表)

第9条 監査委員の公告又は公表は、長崎県後期高齢者医療広域

連合公告式条例（平成18年広域連合条例第3号）に定める公告又は公表の例による。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、監査、審査及びその他監査委員の職務の執行に関して必要なことは、監査委員がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月12日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。